

I C U清拭除菌消毒業務仕様書

岩手県立中央病院（以下「病院」という。）の清拭除菌消毒業務を委託するにあたり、I C U部門の清拭除菌消毒業務を安全かつ効果的に行うため、この仕様書に定めるところにより実施するものとする。

1 委託業務の範囲

- (1) 日常業務 — 床面の清拭清掃等を毎日行い、清潔な状態を維持管理する業務
- (2) 定期業務 — 床面の洗浄研磨等を週・月・年単位で回数を定めて行う清拭業務等
- (3) 特別業務 — 日常業務、定期業務以外の業務で、委託者（以下「病院長」という。）の指示による業務

2 施設の作業区域

別添「図面」のとおり 床面積：349.8 m²

3 作業実施日と作業時間

(1) 実施日

- ・ 日常業務 — 毎日行う。ただし土曜日・休日（日曜日、祝日及び病院の指定する休日）における業務は1日4時間とする。また、長期連休の際は病院でとり決めた稼働日は平日日程とする。
- ・ 定期、特別業務 — 病院長と受託者双方が協議のうえ、別に定めた日時に行う。

(2) 作業時間

- ・ 8時00分から17時00分までの間に行うものとする。
- ただし、事前に病院長が受託者と協議のうえ、特に指示した場合はこの限りでない。

4 作業項目

別記1「I C U清拭除菌消毒業務種類別業務内容」のとおり

5 作業の実施要領

別記2「I C U清拭除菌消毒業務作業要領」のとおり

6 従事者

- (1) 従事者は、作業中常に清潔な専用のユニフォーム・マスク等を着用し、上衣には会社名、氏名等を記載した名札をつけること。
- (2) 従事者は、常に健康管理に留意し、異常が認められた者は業務に従事しないこと。その際、交換要員を配置すること。
- (3) 従事者は、満18歳以上の者とする。
- (4) 従事者は、本仕様書に定める作業内容を十分行える者とし、清潔について十分経験を有する者を配置すること。
- (5) 従事者は、全て身元確実なものとし、作業を行う場合は機敏に活動し、他人に不快感を与える事のないものとする。

7 従事者の適性

受託者は、この業務の品位を傷つけるような者を従事させてはならない。

8 従事者の管理

- (1) 受託者は、従事者の作業監督等に当たらせるため、従事者のうちから作業責任者1人を選任し、院長に報告すること。
- (2) 受託者は、従事者に対し、この仕様書の内容を周知させるとともに、作業要領等業務に必要な

な知識及び訓練を行うこと。

- (3) 受託者は、労働基準法等関係法令を遵守すること。
- (4) 受託者は、様式1「ICU清拭除菌消毒業務従事者名簿」を病院長に提出する。なお、従事者に変更があったときも、変更後の様式1「ICU清拭除菌消毒業務従事者名簿」を病院長に提出する。
- (5) 受託者は、日々の業務が完了したときは、様式2「ICU清拭除菌消毒業務作業完了報告書」を病院長に提出し、また、当月の業務が完了したときは、様式3「委託業務完了報告書」を提出する。

9 従事者の教育

- (1) 受託者は、各従事者を対象に業務に対する勉強会を定期的実施し、知識の習得や問題点の討議解決を図ること。
- (2) 受託者は、自らが業務及び感染対策に関する最新技術の習得に絶えず努めるとともに、従事者に対しては業務の作業要領に則り最新技術の指導・教育を実施すること。
- (3) 受託者は、感染対策等業務に関する勉強会を実施した場合は、実施記録及び勉強会資料を病院長に提出すること。

10 清拭除菌消毒業務材料等

- (1) 消毒液（清拭消毒用）は、予め病院長の許可を得たものを、状況、材質に応じて使い分け、清拭除菌消毒業務に最大の効果を発揮すること。
- (2) 洗剤、ワックス、器械、器具等の清掃材料等は、清掃箇所の材質に適合した品質良好なものをを用いること。

11 健康診断の実施

受託者は、年2回院長の指定する時期に従事者の健康診断を実施しなければならない。

12 作業実施上の留意事項

- (1) 窓、ドアの開放により、塵埃を飛散させないこと。
- (2) 清掃器具の取り扱いによって、衝撃、湿気等で、器械器具・備品等を損傷させないこと。
- (3) 引火性ガソリン、ベンジン等の薬品は絶対に使用しないこと。
- (4) 電気、水道の使用については、最小限度にとどめること。
- (5) 患者に対する言動は、十分に留意すること。
- (6) 作業中に危険箇所や破損品を発見した場合は、ただちにその場所を作業責任者に連絡し、「危険」の表示をするか安全な所に移動すること。
- (7) 火災等非常事態が生じた場合は、「岩手県立中央病院防火管理要綱」に基づいて、それぞれ任務にあたること。
- (8) 借用した鍵は慎重に取り扱い、業務を実施するために必要な時間と場所に限り使用し、使用後はただちに返却する。
- (9) 業務は、病院の業務に支障のないように実施する。
- (10) 労働安全規則等を遵守し、作業の安全を確保する。
- (11) 作業中転倒等の危険のある範囲をロープ等で囲むか、危険である旨の表示などをし、作業終了後は、作業区域の安全確認を行い通行者等の事故の未然防止に努める。

13 消耗品の供与

下記の消耗品については病院長が用意し受託者に供与する。受託者は、これら消耗品の交換・補充等の作業を行う。

○手洗い用石鹸、トイレトペーパー、防臭剤、消毒液（手用）、ゴミの回収袋、バキュームクリーナーに使用する消耗品

14 設備・器械の利用

病院長は、受託者に対し、次の設備機器の利用を認める。

○作業事務室、休憩室、作業用機材保管室（庫）、職員食堂、院内内線電話、バキュームクリーナー、光熱給水設備

15 緊急対策

- (1)従事者は、病院の組織する自衛消防隊に所属し、火災、地震等の非常時には、自衛消防隊員として病院の指揮下に入りその対策に従事しなければならない。
- (2)従事者は、自衛消防隊員として、病院の行う災害対策訓練に参加すること。

16 病院で行う研修会への参加

従事者は、病院で行う全職員対象の研修会に参加すること。

17 その他

この仕様書は委託する業務の大要を示すものであるため、本仕様書に記載のない事項であっても、業務の性質上当然に実施しなければならないものは誠実に実施すること。又、本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合、又は本仕様書に明記されていない事項について必要が生じたときは、その都度病院長と受託者双方で協議の上措置するものとする。

別記 1

I C U清拭除菌消毒業務種類別業務内容

種 類	業 務 内 容
日 常 業 務	<ol style="list-style-type: none"> 1 室内の塵埃除去(毎日 1 回) 2 壁面、出窓、手すり、ドア両面、カーテン等の清拭作業(平日及び土曜 1 回) 3 ドアノブ清拭消毒作業(平日 2 回、土曜及び日曜 1 回) 4 洗面所、手洗台の清拭作業、手入れ(平日 2 回、土曜 1 回) 5 器材器具、コード線、什器備品の清拭消毒作業(毎日 1 回) 6 在室・空きベッドの清拭消毒清掃(1 日あたり平均 1 台) 7 ゴミ箱の清拭作業(平日 4 回、土曜及び日曜・祝日 2 回) 8 ゴミ(くず籠、汚物缶、茶殻等)の処理(平日 4 回、土曜及び日曜・祝日 2 回) 9 消耗品(石鹼液、消毒液、防臭剤等)の補給(平日 2 回、土曜及び日曜・祝日 1 回) 10 汚物槽の清掃(毎日 2 回) 11 給排水口の手入れ(毎日 2 回) 12 パスボックスの清拭(平日及び土曜 1 回) 13 当直室のベッドシート交換(毎日 1 回) 14 床水絞りモップ拭き(平日 2 回、土曜及び日曜・祝日 1 回)
定 期 業 務	<ol style="list-style-type: none"> 1 床面の洗剤洗浄及びワックスの剥離及び添付・研磨(年 3 回) 2 床面の黒ずみ、部分的汚れの修正(年 3 回) 3 内側窓ガラス及び窓枠サッシの清拭(年 2 回) 4 照明器具の清拭清掃(年 2 回) 5 ブラインド、換気口の清拭清掃(年 2 回)
特 別 業 務	<ol style="list-style-type: none"> 1 日常業務、定期業務以外で、院長の指示による業務

I C U清拭除菌消毒業務作業要領

(作業従事者の基本事項)

- 1 作業従事者は教育を受けた作業従事者を専属とする。
- 2 作業従事者は清潔維持のため、常に身なりと自己管理をする。
- 3 時計、ブレスレット、貴金属は身につけない。
- 4 風邪などの症状がある作業従事者は入室しない。

(従事者入室手順)

- 1 決められた場所より入室する。
- 2 手洗い用洗剤を用いて手洗いを行い、ペーパータオルにて拭く。
- 3 必要に応じマスクを着用する。
- 4 ナースシューズに履き替え入室し、手を洗い、ペーパータオルで手を拭く。
- 5 手袋を着用する。

(日常業務)

- 1 ゴミの取り除きとゴミ箱の清拭
プラスチックエプロンを着用し病室内のゴミ箱の中にあるゴミを取り除き、洗剤を用いて拭いて清掃する。
- 2 高所の清拭清掃
病室内の天井に近いところ、すなわちドアの上部、カーテンレール等の埃などを、室内に拡散させずに取り除き、洗剤を用いて拭いて清掃する。
- 3 床面の清拭清掃
(1) ハードフロアのゴミや埃を空中に舞い上がらないように工夫された器具を用いて清掃し、埃を少なくする。
(2) 埃を取り除き、洗剤を用いてモップで奥床面より拭いて清掃する。
- 4 上拭き清拭清掃
原則として人の手が触れる箇所（壁、カウンター、机、カーテン等）は、希釈した消毒液またはアルコール綿を用いて拭いて清掃する。
- 5 上拭き清拭除菌消毒
I C U内及び器材庫にある医療機器、器具、コード線の表面を消毒清拭する。ただし、机等の上にある書類には、原則として手を触れないこととする。又、特別の消毒方法を必要とする機器については、看護師の管理とする。
- 6 水まわり(流し等)の清拭清掃
(1) 手洗い流し、配管パイプ等を洗剤で洗浄し、乾燥させる。
(2) 消耗品を必要に応じて補給する。
- 7 パスボックスはアルコール綿にて清拭する。
- 8 手洗い及び保護具の装着を適切に行う。
- 9 その場に応じた枚数の専用モップ(カラーニング)、クロスを使用し、使用後は直ちに洗浄、必要に応じ殺菌を施し、常に乾燥させ衛生的な清掃用具の供給管理を行う。
- 10 汚染除去
湿性生体物質(血液、喀痰、膿、排泄物など)で汚染された部分は、手袋を着用し、汚染物を除去する。その後、消毒し、水拭きする。作業の後は、速やかに手袋をはずし手洗いをし、また必要に応じプラスチックエプロンを着用する。
- 11 最終チェック
(1) 作業時に動かした椅子等は、元の位置に戻し、整頓する。
(2) 設備、備品等の点検を行い、破損等があれば報告する。

(定期業務)

1 清拭作業等

- (1)床面は、汚染箇所のクリーニングを行い、ワックスを剥離し、耐水性、耐尿性及び耐久性に優れたワックスを使用し、ワックス塗布を行う。なお、汚れがある場合は年3回の他にスポットでも行う。
- (2)照明器具、換気扇、ブラインド等の埃を取除き、洗剤を用いて拭いて清掃する。なお、汚れがある場合は年2回の他にスポットでも行うこと。

(特別業務)

- 1 業務時間内外を問わず、空きベッドが生じた場合、必要に応じて清拭除菌消毒作業（ベッドの準備を含む）を行うこと。

※時間外の対応

看護師等より現場責任者に連絡を入れ、責任者は的確に人員配置を行い対応すること。

- 2 その他除菌消毒の専門業者としてICU内の維持管理上、必要に応じて作業を行うこと。

様式2

ICU清拭除菌消毒業務作業完了報告書

年 月 日()

総務課長	管財係長	管財係		看護師長

作業内容	日常業務										定期・特別業務				(受託者) 作業責任者 作業従事者 名			
	床 埃 除 去 、 水 絞 り モ ツ プ 清 拭	M E 器 材 ・ 什 器 備 品 の 清 拭 消 毒 作 業	壁 面 ・ ド ア 両 面 等 の 清 拭 作 業	ベ ツ ト の 清 拭 消 毒 作 業	ド ア ノ ブ 清 拭 消 毒 作 業	ゴ ミ 処 理 、 ゴ ミ 箱 の 清 拭 作 業	手 洗 台 等 の 清 拭 作 業	給 排 水 口 の 手 入 れ 作 業	石 鹼 等 消 耗 品 の 補 給	汚 物 槽 の 清 掃	パ ス ボ ツ ク ス の 清 拭	当 直 室 ベ ツ ド シ ー ツ 交 換	床 面 洗 浄 ワ ツ ク ス	内 側 窓 ガ ラ ス 等 の 清 拭 作 業		照 明 器 具 の 清 掃 管 球 の 交 換	ブ ラ イ ン ド 等 の 清 掃	カ ー テ ン 衝 立 の 清 拭
ICU作業場所																		
病室																		
ナースステーション																		
当直室																		
トランスファーエリア																		
器材庫・リネン庫																		
カンファレンス室																		
汚物処理室																		
洗浄室																		
麻酔科医室																		
その他																		

※病院確認欄は適宜変更できること。

様式3

委託業務完了報告書

年 月 日

岩手県立中央病院長 様

受託者

印

委託業務契約書及び仕様書に従って、下記のとおり業務を完了したので報告します。

記

委託業務名		I C U清拭除菌消毒業務	
契約額	総額		円 (うち消費税及び地方消費税額 円)
	今回完了額		円 (うち消費税及び地方消費税額 円)
契約期間	全体期間	自 年 月 日 至 年 月 日	
	今回完了期間	自 年 月 日 至 年 月 日	
備考			